

淀川流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「淀川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、平成25年9月台風18号洪水、平成29年10月台風21号、平成30年7月豪雨をはじめとした近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表－1の職にあるものをもって構成する。

- 2 協議会には、「琵琶湖（滋賀県域）」「淀川（京都府域）」「木津川上流」「淀川（大阪府域）」「猪名川」の5つの分会を置き、別表－2の職にあるものをもって構成する。
- 3 協議会に各構成員が出席できない場合には、代理が出席できる。
- 4 協議会には、必要に応じて構成員を追加することができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 淀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第7条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

淀川流域治水協議会組織（案）

□協議会

◎は本会構成員

機関名	構成員	備考	
近畿地方整備局			
河川部	河川部長	会長 ◎	
	河川調査官	◎	
	建政部	都市調整官 ◎	
	事務所	琵琶湖河川事務所長	◎
		淀川河川事務所長	◎
		木津川上流河川事務所長	◎
		猪名川河川事務所長	◎
		大戸川ダム工事事務所長	◎
		淀川ダム統合管理事務所長	◎
三重県	県土整備部長	◎	
滋賀県	土木交通部長	◎	
	琵琶湖環境部長	◎	
京都府	建設交通部長	◎	
大阪府	都市整備部長	◎	
兵庫県	県土整備部長	◎	
奈良県	県土マネジメント部長	◎	
大阪市	建設局長	◎	
津市	津市長		
名張市	名張市長		
伊賀市	伊賀市長	◎	
大津市	大津市長	◎	
彦根市	彦根市長		
長浜市	長浜市長	◎	
近江八幡市	近江八幡市長		
草津市	草津市長		
守山市	守山市長	◎	
栗東市	栗東市長		
甲賀市	甲賀市長		
野洲市	野洲市長	◎	
湖南市	湖南市長		
高島市	高島市長		
東近江市	東近江市長		
米原市	米原市長		
日野町	日野町長		
竜王町	竜王町長		
愛荘町	愛荘町長		
豊郷町	豊郷町長		

甲良町	甲良町長	
多賀町	多賀町長	
京都市	京都市長	
宇治市	宇治市長	◎
亀岡市	亀岡市長	◎
城陽市	城陽市長	◎
向日市	向日市長	
長岡京市	長岡京市長	
八幡市	八幡市長	
京田辺市	京田辺市長	
南丹市	南丹市長	
木津川市	木津川市長	
大山崎町	大山崎町長	
久御山町	久御山町長	
井手町	井手町長	
宇治田原町	宇治田原町長	
笠置町	笠置町長	
和束町	和束町長	
精華町	精華町長	
南山城村	南山城村長	
豊中市	豊中市長	◎
池田市	池田市長	
吹田市	吹田市長	
高槻市	高槻市長	◎
守口市	守口市長	
枚方市	枚方市長	
茨木市	茨木市長	
八尾市	八尾市長	
寝屋川市	寝屋川市長	◎
松原市	松原市長	
大東市	大東市長	
箕面市	箕面市長	
柏原市	柏原市長	
門真市	門真市長	
摂津市	摂津市長	
藤井寺市	藤井寺市長	
東大阪市	東大阪市長	
四條畷市	四條畷市長	
交野市	交野市長	
島本町	島本町長	
豊能町	豊能町長	
能勢町	能勢町長	
尼崎市	尼崎市長	

伊丹市	伊丹市長	
宝塚市	宝塚市長	
川西市	川西市長	
猪名川町	猪名川町長	
宇陀市	宇陀市長	◎
山添村	山添村長	
曾爾村	曾爾村長	
御杖村	御杖村長	
水資源機構関西・吉野川支社	淀川本部長	◎

別表- 2

□琵琶湖（滋賀県域）分会

機関名	構成員	備考
近畿地方整備局	琵琶湖河川事務所長	分会長
	大戸川ダム工事事務所長	
滋賀県	土木交通部長	
	琵琶湖環境部長	
大津市	大津市長	
彦根市	彦根市長	
長浜市	長浜市長	
近江八幡市	近江八幡市長	
草津市	草津市長	
守山市	守山市長	
栗東市	栗東市長	
甲賀市	甲賀市長	
野洲市	野洲市長	
湖南市	湖南市長	
高島市	高島市長	
東近江市	東近江市長	
米原市	米原市長	
日野町	日野町長	
竜王町	竜王町長	
愛荘町	愛荘町長	
豊郷町	豊郷町長	
甲良町	甲良町長	
多賀町	多賀町長	
水資源機構関西・吉野川支社	琵琶湖開発総合管理所長	

□淀川（京都府域）分会

機関名	構成員	備考
近畿地方整備局	淀川河川事務所長	分会長
	淀川ダム統合管理事務所長	
京都府	建設交通部理事	
京都市	京都市長	
宇治市	宇治市長	
亀岡市	亀岡市長	
城陽市	城陽市長	
向日市	向日市長	
長岡京市	長岡京市長	
八幡市	八幡市長	
京田辺市	京田辺市長	
南丹市	南丹市長	
木津川市	木津川市長	
大山崎町	大山崎町長	
久御山町	久御山町長	
井手町	井手町長	
宇治田原町	宇治田原町長	
笠置町	笠置町長	
和束町	和束町長	
精華町	精華町長	
南山城村	南山城村長	
水資源機構関西・吉野川支社	淀川本部長	
	木津川ダム総合管理所長	オブザーバ
	日吉ダム管理所長	オブザーバ

□木津川上流分会

機関名	構成員	備考
近畿地方整備局	木津川上流河川事務所長	分会長
三重県	水災害対策監	
京都府	建設交通部理事	
奈良県	河川整備課長	
津市	津市長	
名張市	名張市長	
伊賀市	伊賀市長	
笠置町	笠置町長	
南山城村	南山城村長	
宇陀市	宇陀市長	
山添村	山添村長	
曾爾村	曾爾村長	
御杖村	御杖村長	
水資源機構関西・吉野川支社	木津川ダム総合管理所長	

□淀川（大阪府域）分会

機関名	構成員	備考
近畿地方整備局	淀川河川事務所長	分会長
	淀川ダム統合管理事務所長	
大阪府	河川整備課長	
大阪市	工務担当部長	
吹田市	吹田市長	
高槻市	高槻市長	
守口市	守口市長	
枚方市	枚方市長	
茨木市	茨木市長	
八尾市	八尾市長	
寝屋川市	寝屋川市長	
松原市	松原市長	
大東市	大東市長	
柏原市	柏原市長	
門真市	門真市長	
摂津市	摂津市長	
藤井寺市	藤井寺市長	
東大阪市	東大阪市長	
四條畷市	四條畷市長	
交野市	交野市長	
島本町	島本町長	
水資源機構関西・吉野川支社	淀川本部長	

□猪名川分会

機関名	構成員	備考
近畿地方整備局	猪名川河川事務所長	分会長
大阪府	河川整備課長	
兵庫県	総合治水課長	
豊中市	豊中市長	
池田市	池田市長	
箕面市	箕面市長	
豊能町	豊能町長	
能勢町	能勢町長	
尼崎市	尼崎市長	
伊丹市	伊丹市長	
宝塚市	宝塚市長	
川西市	川西市長	
猪名川町	猪名川町長	
水資源機構関西・吉野川支社	一庫ダム管理所長	